

# 公文書を適切に管理するために——

行政文書の管理に関するガイドラインの改正に対応!!

2015年5月現在最新の内容にアップデート!

# 逐条解説 公文書等の 管理に関する法律

第3版

著者 宇賀克也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

A5判・408頁 定価: 本体3,000円+税

## 改訂のポイント

- 平成27年5月までの「行政文書の管理に関するガイドライン」の重要な改正に対応しました。著作権法の一部改正(平成24年法律第43号)や全部改正された行政不服審査法(平成26年法律第68号)に対応した内容に改訂しました。
- 公文書管理制度の条例化の参考として、今回新たに、特定歴史公文書等の廃棄について、パブリック・コメント手続を採用した「鳥取県公文書等の管理に関する条例」について解説を追加しました。

## 本書の特色

### 公文書管理法施行令等に対応した逐条解説

公文書管理制度を学び、実践するための参考書や研修テキストとして最適です。

### 有識者会議の座長代理である宇賀克也氏による解説

公文書管理法制定作業の理論的支柱となった「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の座長代理であり、運営・論議の中心的な役割を果たし、実質的に法案を作成した著者ならではの、これ以上ない信頼ある解説書です。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

著者

宇賀克也 (うが かつや)

東京大学大学院法学政治学研究科教授

〔略歴〕 東京大学法学部卒。東京大学法学部助手、助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、1994年より現職（東京大学法学部教授・公共政策大学院教授を兼任）。内閣府公文書管理委員会委員長。また、2008年に設置された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の座長代理を務める。

目次

第1章 公文書管理法と関係政令の制定経緯

- 1 従前の文書管理体制の概観
- 2 諸外国の動向
- 3 公文書管理法の検討の経緯
- 4 公文書管理法の意義
- 5 公文書管理法の概要
- 6 関係政令・ガイドラインの制定経緯
- 7 今後の課題

第2章 有識者会議最終報告の検討と国会における修正

- 1 最終報告の内容と国会における修正の意義
- 2 公文書管理法に盛り込むことを検討すべき事項
- 3 国会における修正

第3章 公文書管理法の逐条解説 (全34条)

第4章 関係法令の改正

- 1 国立公文書館法の改正
- 2 行政機関情報公開法の改正

3 独立行政法人等情報公開法の改正

- 4 刑事訴訟法の改正
- 5 内閣府設置法の改正

第5章 地方公共団体の課題

- 1 公文書管理法の制定を受けた地方公共団体の対応
- 2 宇土市文書管理条例
- 3 ニセコ町文書管理条例
- 4 大阪市公文書管理条例
- 5 3条例の特色
- 6 公文書管理法公布後に制定された公文書管理条例
- 7 地方公共団体の課題

資料編

- 公文書等の管理に関する法律
- 公文書等の管理に関する法律施行令
- 公文書管理委員会令

事項索引

特定歴史公文書等の廃棄について、パブリック・コメント手続を採用した鳥取県公文書等の管理に関する条例についての解説を追加

行政文書の管理に関するガイドライン、法改正に対応

内容見本

第3章 公文書管理法の逐条解説

第1条

(目的)

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、民主主義の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(1) 「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文

ている。

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議・最終報告」1においては、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である『公文書』は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の共有財産である」という基本認識が述べられていた。衆議院内閣委員会における修正により、その趣旨を本法の目的規定に明記することとされたのである。上記最終報告において、「国民の貴重な共有財産」という表現が用いられており、衆議院内閣委員会では「共有財産」という言葉が目的規定で用いられることを求めるという言葉が、通常は金銭的な価値を持つものとして「国民の貴重な共有財産」という言葉が分割請求権を連想させることがあり得るという懸念が表現されたのである（国会議事録第9号、平成21年6月23日、枝野幸男議員発言）。また、「公文書は『知恵の宝庫』であり、国民の知的資源でもある」という表現がみられ、この表現が参考にされている。

(2) 「主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」

衆議院内閣委員会において、「知る権利」を目的規定に明記すべきとの意

施行令、ガイドラインを盛り込んだわかりやすい解説

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!